

【第1号様式（別紙2）】（第4条関係）

事業承継の概要書

1 第三者承継（M&A）の譲受側

譲受側が未定の場合、記載する必要はありません。

※譲受側が確定している場合に記載してください。譲受側は、事業承継後に県内で事業を営むこと。

（フリガナ） 名称（商号又は屋号）			
所在地	〒		
代表者	役職・氏名		
主な業種			
規模	資本金	円	従業員数 人
企業の事業概要	※会社案内やパンフレット等で企業の事業概要を記載した書類を添付すれば省略可		

これまで事業を営んでいない個人事業者が譲受側の場合、記載できる範囲で記載してください。

個人事業者は記載不要です。

具体的に記載してください。

2 今後5年間の事業の承継に向けた実施内容について

年度	実施内容
1年目	初期診断、事業用資産や企業価値の算出・分析、M&Aの着手 専門家の知見を活用することで、現状の課題を分析した上で第三者承継（M&A）に向けて、今後の経営戦略を策定する。 また、第三者承継（M&A）における譲受側との交渉に向けて、自社の株価や事業資産の算定を行う。 さらに、専門家を活用した企業価値の算定を行い、譲受企業との交渉材料とするほか、民間のファイナンシャルアドバイザーを活用した譲受企業探しを始める。
2年目	譲受企業の選定・交渉、基本合意の締結 民間のファイナンシャルアドバイザーを活用し、譲受企業候補を選定する。 選定後は秘密保持契約を締結し、譲受企業とのトップ面談を実施する。 その後、具体的なM&Aスキーム、取引価格、デューデリジェンスの協力等に関して基本合意を締結する。
3年目	譲受企業との交渉、最終契約の締結 民間のファイナンシャルアドバイザーへの相談のもと、デューデリジェンスの結果を受けて、最終的な取引金額や譲渡の範囲、譲渡後の従業員の待遇に関して譲受企業との交渉を行い、最終契約を締結する。
4年目	クロージング、PMI 最終契約で締結した内容をもとに必要な許認可等の手続きを実施する。 また、経理システムや給与体系、従業員の意識や社風の統一等を円滑に進めるため、譲受企業との積極的な連携を行う。

5年目	(省略)	事業承継（経営権の譲渡等）を終える予定の場合、記載不要です。
-----	------	--------------------------------

3 事業を承継する時期までの経営の計画等について

事業を承継する時期（予定）	令和〇年〇月 ～ 令和〇年〇月
当該時期までの経営上の課題	<p>県内店舗内の製造設備は、昭和50年に完成以来、必要により設備の修理・更新を行っているものの、全体的に老朽化が否めない。また、既存顧客だけでなく、県外の新規顧客の獲得を目標に始めたECでの売上が伸び悩んでいる。</p>
当該課題への対応	<p>近い将来において店舗の新設備の導入を検討し、メンテナンスのマニュアルの確立等を通じて設備の長寿命化を図る整備作業の体制構築を目指す。また、ECサイト運営のコンサルティング会社の支援を受けながら、ECサイトのリニューアルや新商品の開発、SNS活用により売上改善を図る。</p>

※事業を承継する時期までの企業価値の向上等に向けた取組内容を記載してください。